

いきいき長寿をお祝いいたします。

9月18日は「敬老の日」です！

「敬老の日」には、長い間、社会のために尽くして来られた高齢者を敬い、長寿をお祝いするとともに、高齢者の福祉について関心を深め、高齢者の生活の向上を図ろうという気持ちが込められています。市では、地域社会の発展のため長年にわたって貢献された高齢者の方々に対し、ささやかながら敬老祝金をお贈りし、市民の皆さんとともに尊敬と親愛の心をもってお祝いするため、敬老事業を行っています。



◇ 高島市の敬老事業（敬老祝金）について

対象となる方	敬老祝金	支給時期
9月1日現在、1年以上高島市に住んでおられる方で、4月1日から来年度の3月31日までに	88歳の誕生日を迎える方	敬老月間 (9月)
	99歳の誕生日を迎える方	
	男女それぞれ最高齢の誕生日を迎える方	
4月1日から来年度の3月31日までに、100歳の誕生日を迎える方で、その誕生日現在で、1年以上高島市に住んでおられる方	5万円	誕生月

※敬老のお祝いにあたり、対象の方には連絡させていただきます。

◇ 高島市の100歳以上高齢者の状況（平成18年8月1日時点）

	マキノ	今津	朽木	安曇川	高島	新旭	計
男				2		1	3
女	1	1	5	2			9
計	1	1	5	4	0	1	12

インターネット
情報サイト

「健康長寿ネット」開設

高齢化社会が伸展する中で、高齢者自身や高齢者を取り巻く人々にとって、心身の健康が最も重要な関心事となっています。そこで、財団法人長寿科学振興財団では、高齢者やその周囲の方々を対象に、健康情報サイト「健康長寿ネット」を開設しました。

「健康長寿ネット」は長い高齢期を元気で活動的に生活でき、そして何より「長生きしてよかった」と喜べる生涯を送っていただくために、健康、長寿、病気の介護など日常生活に身近な約500項目の情報を掲載した公共・公益のWebサイトです。

これらの情報が皆さんの明るく前向きな生活を送るために少しでも貢献できればと願っています。

・健やかな長寿を楽しみましょう！
ホームページのアドレスは
<http://www.tyoju.or.jp/net/>、
高島市のホームページからモア
クセスできます。

（長寿福祉課）

◆ 高齢者虐待とは？

身体的虐待

暴力的な行為で、苦痛を与え傷を負わせる。身体を拘束したり、薬を過剰に服用させる。

介護・世話の放棄

意図的にまたは無理解から日常の介護（食事、入浴、更衣、おむつ交換、掃除、温度調節、必要な医療・介護サービスを受けさせる等）を放棄・放任する。

心理的虐待

言葉の暴力（怒鳴る、侮辱）または非言語的なひどい仕打ち（嫌がらせ、子ども扱い、あざ笑う、無視）で、精神的に苦痛を与える。

性的虐待

合意に基づかない、あらゆる形態の性的な行為を強要する。（性的接触・嫌がらせ、不必要な体の露出など）

経済的虐待

本人の合意なしに、年金や預金を勝手に使ったり不動産を無断で処分する。本人の希望する金銭の使用を制限する。

「成年後見制度」についての相談窓口

- 高島市地域包括支援センター
☎(22)0193
- 大津家庭裁判所高島出張所
☎(22)2148
- 大津家庭裁判所
☎077(522)4281
- 特定非営利活動法人あさがお
☎077(522)0799
- 滋賀弁護士会
☎077(522)2013
- (社)成年後見センター・
リーガルサポート滋賀支部
(滋賀県司法書士会)
☎077(525)1093
- (社)滋賀県社会福祉士会
(成年後見支援センター
ぱあとなあ滋賀)
☎077(518)2640

(地域包括支援センター)

高齢者が安心して自分らしく生活できるように

高齢者の方が、この住み慣れた高島市で安心して自分らしく生活するために、権利などを守る法律や制度について紹介します。

◇ 高齢者虐待防止法

高齢者(65歳以上の者)虐待の防止や養護者に対する支援等を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が今年4月に施行されました。この法律では、高齢者本人とともに養護者や家族を支援することが必要であると明記されています。また、養護者による高齢者虐待のほか、養介護施設または養介護事業の従事者による高齢者虐待も含まれます。

「虐待」は、人としての尊厳を踏みにじり、命にもかかわる深刻な権利侵害です。放置しておくことは許されない問題です。

また、介護疲れなど養護者自身(家族)が何らかの支援を必要としている場合もあります。「虐待かな?」と感じたときは、一人で抱え込まず、放置しないで左記まで連絡してください。連絡してくださった方のプライバシーは堅く守られます。

◇ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の十分な方々は、財産管理や契約行為、遺産分割協議などを自分ですることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような方々を保護し、支援するのが『成年後見制度』です。

成年後見制度には、現在すでに判断能力が不十分な方を支援する「法定後見制度」と、将来自分の判断能力が不十分な状態になった場合に備えて行う「任意後見制度」があります。

